

令和4年3月8日
国 税 庁

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年国税庁告示第5号）」の一部を改正する告示案等に対する意見募集の結果について

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年国税庁告示第5号）」の一部を改正する告示案等につきましては、令和4年1月14日（金）から2月14日（月）まで郵送、ファックス、インターネットを通じて意見募集を行ったところ、7通の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見と御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々に厚く御礼申し上げます。

御意見の受理状況

○郵便等によるもの	0通
○FAXによるもの	0通
○インターネットによるもの	7通
合 計	7通

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年国税庁告示第5号）」の一部を改正する告示案等に対して提出された御意見(全文)及び国税庁の考え方

御意見	御意見に対する国税庁の考え方
<p>本改定案に賛成である。</p> <p>亜硫酸水素カリウムは、昭和 37 年以前は「亜硫酸塩」の括りの中に含まれていた。食品衛生法の改正で名称が「ピロ亜硫酸カリウム」となり、その後別表1で「ピロ亜硫酸カリウム」の別名として扱われていた。</p> <p>輸入ワインの使用添加物確認ではこの点で煩雑になっていた。この改定により当該添加物の扱いが明確化されることで実務上の煩雑さが解決される。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件について、混和可能な物品名欄へ「粉末セルロース」の記載を求める。</p> <p>現状では、セルロースとしては「微小繊維状セルロース」のみが記載されている。</p> <p>希望する粉末セルロースは食品添加物公定書9版に「粉末セルロース」と記載されている。</p> <p>清澄等を目的とし、ろ過助剤として粉末セルロースが使用されており、その範囲はビール、ワイン、果実酒、清酒を始め、緑茶、果汁飲料、食酢、その他既に幅広くろ過助剤として使用されている。</p> <p>粉末セルロースは微小繊維状セルロース同様に混和が可能な物品である。</p>	<p>いただいた御意見は本改正と直接の関係はありませんが、御意見として承ります。</p>
<p>改正に賛成です。亜硫酸水素カリウム液は、海外においてハンドリングの容易さ、安全衛生の観点から利用するワイナリーが増えていると聞いています。日本国内においても、適切な使用が前提となりますが、認可されることにより酸化防止の機能を有する食品添加物の選択肢が増えることは、果実酒並び甘味果実酒の業界にとって有益と考えま</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>

<p>す。</p>	
<p>改正に賛成です。亜硫酸水素カリウム液は、海外においてハンドリングの容易さ、安全衛生の視点から利用するワイナリーが増えていると聞いています。日本国内においても、適切な使用が前提となりますが、認可されることにより酸化防止の機能を有する食品添加物の選択肢が増えることは、果実酒並び甘味果実酒の業界にとって有益と考えます。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>賛成です。亜硫酸水素カリウム液は、海外においてハンドリングの容易さ、安全衛生の視点から利用するワイナリーが増えていると聞いています。日本国内においても、適切な使用が前提となりますが、認可されることにより酸化防止の機能を有する食品添加物の選択肢が増えることは、果実酒並び甘味果実酒の業界にとって有益と考えます。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>最近、酒類の保存剤と称して、どんどん使用保存剤の種類が増えてきています。</p> <p>一般の食品でも使われている添加物だから、酒でもいいと考えているのかもしれませんが、だからといって、とめどなく増やすのはやめてもらいたいです。酒類の製法も、本来の製法に立ち返れば、保存剤等は不要なはずです。</p>	<p>本改正は告示等の表記を修正するものであり、使用できる物品を追加するものではありません。そのため、いただいた御意見は本改正と直接の関係はありませんが、御意見として承ります。</p>
<p>本改正に賛成である。</p> <p>現状使用されている物品から考えると、特段反対無いし、より適切な選択肢になると思われた。</p> <p>なお、亜硫酸水素カリウムはカリウム塩であるが、果実酒等にはナトリウム塩ではなくカリウム塩の方が使用した際の悪影響が少ない場合が多いのではないと思われる。(植物に含まれているのはナトリウムではなくカリウムが多いので。)</p> <p>よって、今現在、ナトリウム塩しか登録が無い化合物について、そのカリウム塩についての使用を可能にしていくと良いのではない</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>

かと考える。(アスコルビン酸カリウム、カルボキシメチルセルロースカリウム、ソルビン酸カリウム等)

国税庁または国際的な取扱いにおいて、その様な変更が特段に規制のポリシーに反しないのであれば、検討を行うとよいのではないかと考える。

意見は以上である。